

移住者・空き家所有者・管理者向け

奄美市移住定住促進のための 住宅購入費・リフォーム・家財処分等助成金

奄美群島外から市内へ転入される移住者又は
移住者に貸し出すための戸建て住宅の所有者に対し、各種助成を行います。

①移住定住・住宅購入費助成金

移住者及び移住希望者が居住用の中古住宅を購入する際に、購入費用の1/2を**最大100万円**まで助成

★最大100万円の内訳は以下のとおり

基本金額	50万円
市内に高校生以下の子どもが1人いる場合の加算額	+20万円
〃 2人以上いる場合の加算額	+30万円
最大合計金額	100万円

【対象者】移住者・移住希望者

- 申請日の2年以内に居住用の住宅を購入し住所を移した者、もしくは申請年度に住宅を購入し申請年度に住所を移す予定の者。
- 当該住宅に係る登記（敷地の購入を含む場合は、当該敷地の登記も含む）の所有権の設定がされている者、もしくは所有権の設定が可能な者。
- 3親等以内の親族からの購入でないこと
- 助成金を受けてから10年以上継続して住所を有することを誓えること

②移住定住・住宅リフォーム等助成金 ※30万以上の工事が対象です。

移住者（U・Iターン）に貸し出すことを目的に戸建て住宅をリフォームする場合、
または移住者がリフォームする場合、その際にかかったリフォーム費用の1/2を**最大50万円**まで助成

【対象者】移住者・移住予定者・移住者に賃借する住宅の所有者等・移住者へ転貸借を目的として賃借する者

- 移住者に賃貸又は売却する目的で奄美市空き家バンクに登録する住宅所有者等
- 市内の戸建て住宅を賃借する方で、所有者の同意を得てリフォームする移住者
- 移住者と所有者が3親等以内の親族であり、同居する場合は対象外
- 助成金を受けてから5年間は移住者が入居すること

③移住定住・家財処分等助成金

廃棄物の収集運搬業の許可を受けた市内業者が行う家財の処分・搬出に要する経費、または特定家庭用機器廃棄物（エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）の処分に係る経費の2/3を**最大10万円**まで助成

【対象者】移住者・移住者に貸し出す予定の住宅の所有者等

- 移住者が入居予定の住宅内の家財処分・搬出を行う住宅の所有者（入居予定者が決まっていな場合は、奄美市空き家バンクへ登録）
- 住宅を賃借する入居予定の移住者の方で、所有者または管理者の同意を得て家財の処分・搬出を行う者
- 中古住宅を購入した入居予定の移住者の方で、住宅内の家財処分・搬出を行う者
- 移住者と所有者が3親等以内の親族であり、同居する場合は対象外

①～③の助成金において「移住者」とは

(1) 申請日までの2年以内に奄美市へ転入した者 (2) 申請年度に転入予定の者

(1) (2) のどちらかで、

市内に転入した日若しくは転入予定日から過去2年の間に奄美群島内に住所を置いていない者。

(ただし奄美市に転入した日若しくは転入予定日から過去2年の間 奄美群島以外から奄美大島（奄美市以外）へ転入し、転入日から6か月以内に奄美市に住所を移した者・移す予定の者については対象とする。)

※転勤もしくは季節労働等により一時的に転入した（予定の）者は対象外



【問い合わせ】

奄美市 プロジェクト推進課

〒894-8555 鹿児島県奄美市名瀬幸町25番8号

TEL : 0997-69-3747 E-mail : sss@city.amami.lg.jp

